

平成 28 年 10 月 20 日 稲田大臣答弁

■192-参-外交防衛委員会-2号 平成 28 年 10 月 20 日

○小西洋之君

・・・今確認させていただいた政府の二つの答弁ですね、稲田大臣も政府の答弁として引き継がれるということによろしいですか。

○国務大臣（稲田朋美君）

政府が再三説明しております昭和四十七年見解の基本的論理とは、憲法第九条の下でも、自国の平和と安全を維持し、存立を全うするために必要な自衛措置をとることを禁じているとは解されない。そして、一方、この自衛権の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためやむを得ない措置として初めて容認されるもの、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるというものでございます。

この四十七年の政府見解の論理の組立てからすると、御指摘の外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されないということでございます。

○小西洋之君

聞かれた、お尋ねしたことだけに簡潔にお答えください。先ほど私が読み上げた二つの私の質問ですね、平成二十七年六月十一日、また平成二十七年八月三日の私の横島長官に対する質問かつその答弁、その答弁の法理は、政府として稲田大臣は引き継いでいるということによろしいですね。イエスカノーか。自衛隊員の命が懸かる質問をしています。どうぞ。

○国務大臣（稲田朋美君） そういうことでございます。

平成 27 年 6 月 11 日 横島長官答弁

■189-参-外交防衛委員会-21号 平成 27 年 06 月 11 日

○小西洋之君 ・・・四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成 27 年 8 月 3 日 横島長官答弁

■189-参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成 27 年 08 月 03 日

○小西洋之君 今、横島長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の（2）番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別自衛権といえますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

資料20 教育勅語 (全文通訳付)

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ盛ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ
臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體
ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智
能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ
遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是
ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰
スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之
ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺
シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

文部省図書局「教育に関する勅語の全文通訳」

朕がおもふに、わが御祖先の方々が国をお肇めになったことは極めて広遠
であり、徳をお立てになったことは極めて深く厚くあらせられ、又、わが臣
民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一つにして
代々美風をつくりあげて来た。これはわが国柄の精髓であって、教育の基
くところもまた実にごゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹
仲よくし、夫婦互に睦び合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだって氣随
氣儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、学問を修め業務を習
って知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のた
めになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵
守し、万一危急の大事が起ったならば、大儀に基づいて勇気をふるひ一身を

2

捧げて皇室国家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき
宝祚の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良な
臣民であるばかりでなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先ののこした美
風をはっきりあらはすことになる。

ここに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになった御訓であって、皇
祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共にしたがひ守るべきところである。
この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり
用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守って、皆こ
この道を体得実践することを切に望む。

出典) 文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」(昭和15年2月)

12の徳目

塚本幼稚園の教育は、国を愛し人を愛する心を育て、小さな頃より心身ともに鍛え、徳を実践します。皇室を尊び、日本の歴史と伝統文化を重視しています。教育の根底は下記の12の徳目を根幹とし、子供を21世紀の社会に通用する、すばらしい大人へと導くよう教育をしております。

- 一、親や先祖を大切にしましょう。
- 一、兄弟姉妹は仲良くしましょう。
- 一、夫婦はいつも仲睦まじくしましょう。
- 一、友達はお互いに信じ合いましょう。
- 一、自分の言動をつつしみましょう。
- 一、広くすべての人に愛の手を差しのべましょう。
- 一、勉学に励み職業を身につけましょう。
- 一、知識を高め才能を伸ばしましょう。
- 一、人格の向上につとめましょう。
- 一、広く世の人々や社会のためにつくしましょう。
- 一、規則に従い社会の秩序を守りましょう。
- 一、正しい勇気を持って世のため国のためにつくしましょう。

12の徳目の基となっているもの

12の徳目には基となっているものがあります。今から約120年前、江戸時代から明治に変わり色々なことが変化している時代に発表されました。当時は文明開化の風潮により洋学が重んじられ、我が国伝統の倫理道徳に関する教育が軽視される情勢にありました。

そのような状態を非常に憂慮し、このままでは我が国が駄目になると考えられた明治天皇が、教育方針を明らかにするため明治23年10月30日、『教育勅語』という形で渙発されました。勅語には、日本人が祖先から受け継いできた豊かな感性と美徳が表され、人が生きていくべき上で心がけるべき徳目が述べられています。

『教育勅語』は、よく教育関連のニュースなどで耳にされる事があるかと思いますが。しかし大変残念なことに、『教育勅語』の意味を全く理解せずにおられる方が大勢いらっしゃるようです。

先祖から脈々と受け継いできた我が国の精神は、世界に絶賛され認められる民族性を形成しています。この精神を誰にでも分かるように文章化しているものだと言っても過言ではありません。

いま我が国の人々が忘れかけているこの事を、皆さんに思い出しただくために、塚本幼稚園では力を入れて教育しております。

教育方針

先人から伝承された日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇りを育て、すべての子供が持っているたくましい生命力と包容力を指導者が明るい表情と態度と言葉で引き伸ばしていく教育を誠実に心を込めて実践しています。子供と父母共に人間力が高まります。

教育内容

毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国歌“君が代”を斉唱します。

剣道、ラグビー、スイミング、リズム合奏、そして日本の伝統文化である論語、将棋、そろばん、大正琴、日本太鼓、毎月良書選定して読み書き・読み聞かせに力を入れています。それらにより、より一層の人間力を高めています。

4つのテーマで心を育む

塚本幼稚園幼児教育学園では、「21世紀の立派な人づくり」をコンセプトに歴史と伝統を要に幼児教育を行っています。「立派な人」とは、「はじめ・しつけができて」「善悪の区別がつく」「親孝行である」「初志貫徹する実行力がある」そして「社会のために役立つことをしたいと願う気持ちがある」ことだと考えています。そのコンセプトを達成するために必要なのが下の4つのテーマ。このテーマにそって、多彩なカリキュラムを用意しました。これらのカリキュラムを通じて世界的視野を身につけ、日本のことを想い、21世紀を創造的に生きていく人材を育てること。そんな教育を実践していきたいと思えます。

教育勅語の排除等決議について

教育勅語等排除に関する決議（衆本会議 - 昭和23年6月19日）

これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている
事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残す
もととなる

○趣旨説明

勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、
われわれとしては現在認めることができない

○文部大臣答弁

教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その
基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。
教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。

教育勅語等の失効確認に関する決議（参本会議 - 昭和23年6月19日）

○趣旨説明

教育勅語の性格の問題は、要しますのに、教育基本法に関する知識が普及し、その
精神が徹底することによりまして、一層明瞭になる・・・一層新憲法及び教育基本法
の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感する

私立学校における教育勅語朗読事案に対する政府の対応事例

■98-参-決算委員会-11号 昭和58年05月11日

- 政府委員（鈴木勲君） その後御指摘がございまして調べたわけでございますが、島根県にございます私立の松江日本大学附属高等学校におきまして、建国記念の日の学校行事といたしまして教育勅語を取り上げていたと、そういう事実はわかったわけでございます。（略）
- 本岡昭次君 文部大臣、現在お聞きのように、昭和二十一年及び二十三年の教育勅語に関する文部次官通達、さらには憲法、教育基本法、または国会の決議として失効決議がなされております。こうした措置をなされた教育勅語が、堂々と二十年間も私学とはいえ公教育の場で行われていたと。しかもそれは、校長が単に読むだけでなく、校長の朗読に合わせて生徒が立って「朕惟フニ我力皇祖皇宗」とずっと一諸に読んでいる。私も教育勅語の時代に過ぎましたけれども、一諸に校長と朗読したというようなことはないわけで、そういうことが二十年間行われていたんですね。文部大臣、これをどのような措置を講じるおつもりですか。

- 国務大臣（瀬戸山三男君） 教育勅語の扱いについては、本岡さん御存じのとおり、いままも初中局長からも御説明申し上げましたが、昭和二十一年及び二十三年、自後教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないこと、また衆参両議院でもそういう趣旨のことを決議されております。でありますから、そういうことで今日まで指導してきておるわけでございますが、たまたまいま御説明申し上げましたように、松江市にある私立の高等学校でそういう事実があったということも私も最近聞きまして、率直に言って遺憾なことであると思っております。教育勅語そのものの内容については今日でも人間の行いとして、道として通用する部分もありますけれども、教育勅語の成り立ち及び性格、そういう観点からいって、現在の憲法、教育基本法のもとでは不適切である、こういうことが方針が定まっておるわけでございますから、そこで文部省といたしましては、その事態を承知いたしまして、いま初中局長から申し上げましたように、これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうことをいま勧告しておるわけございまして、まだその結果については詳細は報告が来ておりません。

■01-参-決算委員会-4号 昭和59年01月25日

- 本岡昭次君 ……島根県の松江日大高校が建国記念の日に講堂に高校生を集めて、校長が教育勅語を朗読して生徒もそれを一緒に声を上げて読んでいるということが明らかになって、文部省としても教育勅語を学校の教育活動の中で使うのは好ましくないから、それを指導したいということでしたが、この二月の十一日が近づいておりますが、そのことについてきちっと指導できたのかどうか伺います。
- 説明員（高石邦男君） 決算委員会での御指摘もございましたので、文部省といたしましては、島根県当局に対してこういう内容についての是正を指導してもらいたいということを指導してまいったわけでございます。県といたしましても私学の自主性という立場の尊重の限界がございますけれども、いろいろやり方について問題がございますので、是正をしていくようにという私学の当局者に指導を繰り返してきております。ことしの二月の十一日の形がどうなるか定かな状況はまだ見込みがつきませんけれども、当局者の話によりますと、是正をしていきたいという意思表示を県の方にしているというような状況でございますので、その推移を見守っていききたいと思っております。